

議案第百一号

港区立児童館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年十一月二十九日

提出者 港区長 武 井 雅 昭

港区立児童館条例の一部を改正する条例

港区立児童館条例（昭和四十一年港区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の表港区立青山児童館の項を削り、同表同高輪児童館の項を次のように改める。

港区立高輪児童館

東京都港区高輪三丁目十八番十五号

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

（説 明）

青山児童館を廃止するため、本案を提出いたします。